

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【公表番号】特表2011-515470(P2011-515470A)

【公表日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2011-020

【出願番号】特願2011-501820(P2011-501820)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/44	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/08	(2006.01)
A 6 1 P	21/02	(2006.01)
A 6 1 P	21/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/44
A 6 1 P	9/10
A 6 1 P	25/00
A 6 1 P	25/16
A 6 1 P	25/14
A 6 1 P	25/28
A 6 1 P	25/08
A 6 1 P	21/02
A 6 1 P	21/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月25日(2013.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

慢性脳卒中または脳組織損傷を処置するための方法における使用のためのCD34⁺、CD133⁺、またはCD34⁺/CD133⁺細胞を富化した単離臍帯血細胞集団であって、該方法が、

該細胞集団を慢性脳卒中または脳組織損傷を経験したヒト対象の脳へ実質内投与することを含み、ここで該集団が慢性脳卒中の処置における使用のためのものである場合、前記単離臍帯血細胞集団を脳卒中から7日を超えて経過した後に投与する、前記細胞集団。

【請求項2】

単離臍帯血細胞集団が、CD34⁺臍帯血細胞を富化したものである、請求項1に記載の細胞集団。

【請求項3】

単離臍帯血細胞集団が、CD133⁺臍帯血細胞を富化したものである、請求項1に記載の細胞集団。

【請求項 4】

単離臍帯血細胞集団が、CD34⁺ / CD133⁺両方の臍帯血細胞を富化したものである、請求項1に記載の細胞集団。

【請求項 5】

単離臍帯血細胞集団が、少なくとも75%がCD34⁺、CD133⁺またはCD34⁺ / CD133⁺である単核細胞を含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 6】

単離臍帯血細胞集団が、少なくとも90%がCD34⁺、CD133⁺またはCD34⁺ / CD133⁺である単核細胞を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 7】

対象が、少なくとも60歳である、請求項1～6のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 8】

少なくとも2×10⁶個の細胞を対象へ投与する、請求項1～7のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 9】

少なくとも5×10⁶個の細胞を対象へ投与する、請求項1～8のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 10】

少なくとも8×10⁶個の細胞を対象へ投与する、請求項1～9のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 11】

単離臍帯血細胞集団を、脳卒中から1ヶ月を超えて経過した後に投与する、請求項1～10のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 12】

単離臍帯血細胞集団を、脳卒中から6ヶ月を超えて経過した後に投与する、請求項1～11のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 13】

単離臍帯血細胞集団を、脳卒中から1年を超えて経過した後に投与する、請求項1～12のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 14】

単離臍帯血細胞集団を、損傷がある皮質脊髄路に沿って3つの部位へと投与する、請求項1～13のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 15】

単離臍帯血細胞集団が、单一の臍帯血ユニット由来である、請求項1～14のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 16】

単離臍帯血細胞集団が、複数の臍帯血ユニット由来である、請求項1～14のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 17】

単離臍帯血細胞集団が、6つの組織適合性マーカーのうち4つ未満を対象と共有する、請求項1～16のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 18】

単離臍帯血細胞集団が、6つの組織適合性マーカーのうち少なくとも4つを対象と共有する、請求項1～16のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 19】

脳組織損傷が、パーキンソン病、アルツハイマー病、多発性硬化症、またはハンチントン病に起因するものである、請求項1～18のいずれか一項に記載の細胞集団。

【請求項 20】

脳組織損傷が外傷性脳傷害に起因し、および前記細胞を外傷性脳傷害の発生から1ヶ月を超えて経過した後に投与する、請求項1～18のいずれか一項に記載の細胞集団。